様式第１号（第４条関係）

日田市学校運営協議会規則の制定について（概要）

１．目的・理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４７条の６の規定により、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないと定められています。

学校運営協議会は、学校運営に地域の人々や保護者が参画することを通して、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、一体となった学校運営を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を学校に設置し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの特色を生かした学校づくりと、子どもの健全育成を図ることを目的としています。

２．内容

学校運営協議会規則の主な内容

・趣旨
・協議会の目的
・学校運営に関する基本的な方針の承認
・学校運営等に関する意見の申出
・学校運営等に関する評価
・住民参画の促進等のための情報提供　など

３．施行予定日

平成３０年４月１日